

## 退職後の再就職等について

退職後の再就職という意味では「再任用」「再雇用」は同じですが、「再任用」は共済組合へ加入、「再雇用」は厚生年金へ加入となるように、再就職にはいろいろな就業形態があり、どのようにお働きになられるかによって、年金額の調整の有無などが異なります。ここでは、それぞれの制度について、取りまとめております。

① 再任用	(週38時間45分勤務)	フルタイム勤務の再任用者は、引き続き共済組合の組合員となるので、 <u>退職共済年金は原則として全額支給停止となります。</u>
② 再雇用	(週31時間勤務)	週31時間勤務の場合は、 <u>厚生年金制度に加入するので年金の一部が支給停止となる場合があります。</u>
③ 再雇用	(再任用の2分の1)	フルタイムの2分の1勤務の場合で、 <u>年金制度に加入しない場合は、年金が支給停止になることはありません。</u>

## 平成25年度「年金相談会」について

本組合では退職予定者等を対象に、退職後における生活設計の一助となるよう「年金相談会」を行っており、今年度は、県内6箇所の会場において開催し、358名の方々にご参加をいただき、無事終了いたしました。

当該相談会では、年金制度の概要、受給される年金額、退職後に再就職した場合などについて個別に説明、またご質問・ご相談に応じさせていただいております。

次年度の開催予定等につきましては、共済ニュース「すこやか」4月号に掲載の予定です。なお、今年度の年金相談会は終了いたしました。今後お受け取りになれる年金の見込額などについては、下記の「**地共済年金情報 Web サイト**」を利用して、ご自身でご覧いただくことができますので、ご活用いただくとともに、年金に関するお問い合わせについては、共済組合年金課までご照会ください。



## 年金額の見込額を知りたい場合は…

### 地共済年金情報Webサイトをご活用ください

退職共済年金の見込額や共済組合の加入期間などのご自身の年金個人情報が閲覧できます。

地共済年金情報Webサイトは、次のアドレスからどうぞ

<https://www.chikyonenkin.jp/>

又は、

「**地共済年金情報 Web サイト**」で検索してください。

※ご利用申込み及びその手順等につきましては、当該サイトをご覧ください。

